

新座市ゼロカーボン推進補助金Q&A

| 区分<br>共通 | No. | 質問                                                      | 回答                                                                                                                  |
|----------|-----|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | Q1  | 補助金の交付申請者となる事業者の規模、業種等に条件はありますか。                        | 事業者の規模や業種に関する制約はありません。市内の事業所で事業を営んでいれば申請可能です。                                                                       |
|          | Q2  | 他の自治体の補助金と併用して申請することは可能ですか。                             | 他の補助金と併用して申請はできません。                                                                                                 |
|          | Q3  | 新座市のホームページから書類をダウンロードできないので、交付又は郵送してもらうことはできますか。        | 窓口又はお電話にて必要書類を御教示いただければ、交付又は送付いたします。                                                                                |
|          | Q4  | 新座市に新築物件を建て、転居する予定です。その物件に設置する設備について、補助金の申請はできますか。      | 申請時に新座市に在住の方であれば、転居前であっても、新築する物件について申請可能です。<br>市外から転入される場合、新座市に住民票を移してから申請となります。事前申請が必要な設備については、申請前に設置しないよう御注意ください。 |
|          | Q5  | 申請方法はありますか。                                             | 郵送又は窓口での申請となります。また、FAXは不可となります。<br>なお、LED照明灯(個人用)の補助金のみ電子申請が可能です。                                                   |
|          | Q6  | 郵送で申請した場合、申請日はいつになりますか。                                 | 申請書を市が受領した日が申請日となります。                                                                                               |
|          | Q7  | 申請期限の最終日に申請書を投函した場合、申請は有効ですか。                           | 申請期限までに市に到達したものが有効となります。                                                                                            |
|          | Q8  | 申請の費用(印刷代、切手代)は申請者側の負担ですか。                              | そのとおりです。                                                                                                            |
|          | Q9  | 申請の回数に制限はありますか。                                         | 同一の補助金については、1世帯又は1事業者ごとに1回までとなります。また、会計年度が変わっても回数はリセットされません。                                                        |
|          | Q10 | 申請期間の前に設備を購入した場合、補助金の対象となりますか。                          | 申請期間前に購入したものは、補助金の対象外となります。                                                                                         |
|          | Q11 | 個人向け補助金の申請者名は、世帯員であれば誰の名前でもいいですか。                       | 成人であれば、どなたでも構いませんが、全ての提出書類の名称が同一である必要があります。                                                                         |
|          | Q12 | 事業者の場合、申請者名は誰の名前を書けばいいですか。                              | 個人事業主の場合は屋号等(なければ記入不要)及び代表者名を、法人の場合は社名及び代表者名を御記入ください。また、余白部分に担当者名も御記入いただけると幸いです。                                    |
|          | Q13 | 事業者向け補助金の振り込み口座は、個人名の口座でもいいですか。                         | 法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は屋号等又は代表者と同一名義の口座としてください。                                                                     |
|          | Q14 | 口座を確認するために通帳のコピーは必要ありますか。                               | 通帳に限らず、口座番号と口座名義人が確認できる書類が必要となります。請求書と一緒に提出してください。                                                                  |
|          | Q15 | 申請期間を教えてください。                                           | 事業によって申請期間が異なります。詳細はそれぞれのホームページや要綱などを御確認ください。                                                                       |
|          | Q16 | 実家(新座市)の者が高齢のため自力で申請することができません。別の住所の親族が代理で申請することは可能ですか。 | 代理で申請する場合は、委任状を提出してください。                                                                                            |
|          | Q17 | 登録業者が購入者に代わって申請書類を作成することは可能ですか。                         | Q17と同様です。                                                                                                           |
|          | Q18 | 同一住所に2世帯が同居していますが、それぞれ申請できますか。                          | それぞれの世帯で申請できますが、どちらかが既に申請した機器に対して再度申請することはできませんので御注意ください。                                                           |

| 区分 | No. | 質問                                                                              | 回答                                                                                                                        |
|----|-----|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | Q19 | 一つの法人(個人事業主)で新座市内に複数の事業所(事務所、店舗)を持っていますが、それぞれの事業所で申請できますか。                      | 同一の補助金は、1申請者で1回までの交付としておりますので、いずれかの事業所で申請した場合、他の事業所について申請をすることはできません。                                                     |
|    | Q20 | 住民票や納税証明書を取りに行く時間がありません。                                                        | 「個人情報利用目的外利用同意書」を提出いただければ住民票・納税証明書は不要となります。こちらの様式はホームページでダウンロードが可能です。電子申請の場合は、同意する旨の欄にチェックを入れてくだされば、住民票・納税証明書は不要となります。    |
|    | Q21 | 納税証明書は、いつの年度のものを提出すればいいですか。また、どの税目の証明書が必要になりますか。                                | 申請者が課税されている全税目について、直近の年度分の証明書を提出してください。納税証明書の請求方法は新座市のホームページで御確認ください。                                                     |
|    | Q22 | 新座市以外に課税されている税金(国税等)の納税証明書も必要ですか。                                               | 不要です。                                                                                                                     |
|    | Q23 | 非課税のため納税証明書が提出できません。                                                            | 申請者の現年分(令和5年度申請であれば令和5年分)の「非課税証明書」を提出してください。マイナンバーカードがあればコンビニエンスストアでも取ることができます。また、「個人情報利用目的外利用同意書」の提出でも問題ありません。           |
|    | Q24 | 事業者の場合、納税証明書を提出すれば確定申告書は不要ですか。                                                  | 新座市で事業を営んでいることを確認するために確定申告書(個人事業主の場合は確定申告書第1表、法人の場合は法人市民税の確定申告書(第20号様式))の提出が必要です。                                         |
|    | Q25 | 税務署の收受印が無い確定申告書でもいいですか。                                                         | 当該確定申告書により課税された分の納税証明書と一緒に提出されていれば、確定申告書に收受印がなくても問題ありません。                                                                 |
|    | Q26 | 領収書に内訳が書かれていませんが、それでも申請できますか。                                                   | 内訳がわかる書面(商品明細が記載されたレシート、内訳書等)と一緒に提出してください。どうしても用意できない場合は、領収書のみでも構いません。                                                    |
|    | Q27 | ローン等の割賦払いをするため、領収書やレシートが発行できません。この場合どうすればよいですか。                                 | 元金(製品代及び設置工事費の合計額)及び割賦による支払金額(割賦額及び合計額)が明記されている契約書等を提出してください。                                                             |
|    | Q28 | メーカーの保証書に店名、購入日が記載されておらず、代わりに電気店での会計時にもらったレシート状の保証書(長期保証書)がありますが、これでもよろしいでしょうか。 | 製品の概要(型番等)がわかる内容であれば問題ありません。また、補助金の種類によりますが、代替となる書類があれば、保証書を提出しなくてもよい場合があります。ただし、蓄電池については、メーカーの保証書が必須となります。               |
|    | Q29 | 補助金交付の予算残高はどのように確認すればいいですか。                                                     | 市のホームページに適宜掲載されますので、ご確認ください。                                                                                              |
|    | Q30 | マイナンバーカードの公金受取口座に振り込んでもらうことは可能ですか。                                              | どの口座に振り込む場合でも、請求書にて口座情報を記入していただく必要があります。                                                                                  |
|    | Q31 | 申請書を提出してから交付決定通知書が発送されるまでの期間はどれぐらいですか。                                          | およそ1か月から1か月半ほどで発送できる見込みとなりますが、書類の不備等によって前後する可能性があります。                                                                     |
|    | Q32 | 補助金の交付には、どのぐらい時間がかかりますか。                                                        | 事業によって工程が違いますので、申請書を御提出いただいてからの期間については、一律にまとめることができません。請求書を御提出いただいてからであれば、1か月から1か月半ほどで交付できる見込みですが、書類の不備等によって前後する可能性があります。 |
|    | Q33 | インターネット販売で購入した場合、補助金の対象になりますか。                                                  | 対象とはなりません。                                                                                                                |

| 区分          | No. | 質問                                                                          | 回答                                                                                                                                                                                  |
|-------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | Q34 | 補助金交付申請書の「設置費」は、設置に係る工事費用のみ記入すればいいですか。また、お店の値引きなどがあった場合、値引き前の金額を記入すればいいですか。 | 設置費は、商品の購入価格を含みます。また、キャンペーンやポイント等による値引きがあった場合、値引き後の金額を記入してください。<br>なお、リサイクル料金、既存製品の廃棄料金、保証費用等は、設置費に含みません。対象経費に含めるかどうかの判断が難しいようであれば、環境課に御連絡ください。                                     |
|             | Q35 | 市役所の職員が設置場所に訪問することはありますか。                                                   | 原則ありませんが、必要に応じて現地を訪問する可能性があります。                                                                                                                                                     |
|             | Q36 | マンションやアパートにおいて、管理組合等が共用スペースで使用する機器を設置した場合、事業者として申請は可能ですか。                   | 管理組合がいかなる形態であったとしても、共有スペースに機器を取り付ける場合に、事業者として申請することはできません。                                                                                                                          |
|             | Q37 | 予算残高を超える金額の申請があった場合はどうなりますか。                                                | 申請金額が予算上限に達した場合、その日付で受付終了となり、翌日以降の申請については却下となります。ただし、高効率空調機器設置費補助金のみ先着受付期間（6月2日から6月10日まで）を設けています。<br>この期間内は予算上限に達しても受付を継続し、期間内の申請者全員で抽選とします。10日までに予算上限に達していない場合、11日からは他と同様の運用となります。 |
| 太陽光発電設備・蓄電池 | Q38 | キャンプ等に使う携行用の蓄電池は補助の対象になりますか。                                                | 住居又は事業所に据え付けるもののみ対象となります。                                                                                                                                                           |
|             | Q39 | 太陽光発電設備と蓄電池を同時に買わないと補助金の対象にならないのでしょうか。                                      | それぞれ単体で購入する場合も補助金の対象となります。                                                                                                                                                          |
|             | Q40 | リース又はPPAにより設置する場合は、対象となりますか。                                                | 対象となりません。                                                                                                                                                                           |
|             | Q41 | 購入先の事業者について、指定はありますか。                                                       | 購入先の事業者の指定はありませんので、どちらの業者で購入・設置しても補助の対象となります。                                                                                                                                       |
|             | Q42 | 発電した電気のうち、自家消費しきれない部分についての売電は可能でしょうか。                                       | 可能です。ただし、自家消費の割合が基準値を超えること及びFIT制度やFIP制度の認定を取得しないことが補助金交付の条件となっておりますので、御注意ください。                                                                                                      |
|             | Q43 | 4,800アンペアアワー・セル未満の蓄電池とは、蓄電容量で言えば何kWhのものでしょうか。                               | 参考値ですが、リチウムイオン電池の場合、蓄電容量が17.76kWhだと4,800アンペアアワー・セル相当の蓄電池となります。蓄電池の種類等によりしますので御注意ください。                                                                                               |
|             | Q44 | 個人で申請する場合、太陽光発電設備は最大出力5kW以下の製品、蓄電池は蓄電容量が5kWh以下の製品でないと、補助金の対象にはならないのでしょうか。   | 申請において、最大出力及び蓄電容量に制限はありません。あくまでも、補助金額を計算する場合の上限となります。                                                                                                                               |
|             | Q45 | 設備の本体価格にメンテナンス費用（メンテナンスパック）が含まれている場合、対象経費はどうなりますか。                          | メンテナンス費用は対象外となりますので、差し引いた金額が対象経費となります。                                                                                                                                              |
|             | Q46 | 申請書や計算シートに入力する際、最大出力及び蓄電容量は小数点以下も入力しますか。                                    | 小数点以下の値を入力しても構いませんが、補助金額の計算においては、次のとおり端数処理を行います。<br>最大出力・・・小数点以下切捨て<br>蓄電容量・・・小数点以下1位未満切捨て                                                                                          |

| 区分                | No. | 質問                                                       | 回答                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------|-----|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   | Q47 | 太陽光パネルの発電能力が5kWで、パワーコンディショナーの能力が4.9kWの場合、補助金額はいくらになりますか。 | 太陽光パネルの最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方を基準とします。また、出力の小数点以下を切り捨てるため、1kW当たり9万円に4kWを乗じた額の360,000円が補助金額となります。                                                                                            |
|                   | Q48 | 個人事業主が家を新築又は改築をして、その一部を事業所として申請した場合、事業所としての補助金が交付されますか。  | 要件を満たし、かつ申請書類が整っていれば事業所としての補助金の交付も可能です。                                                                                                                                                               |
|                   | Q49 | 施工業者と契約してからの申請でも、補助金の対象になりますか。                           | 契約及び着工の前に申請していただく必要があるため、既に契約等をしている場合は対象外となります。                                                                                                                                                       |
|                   | Q50 | 申請書の添付資料のうち、対象設備に係る発電量及び消費量の計画書とはどのようなものですか。             | 設置する太陽光発電設備を1年間稼働させた場合の「発電想定量」、「自家消費電力想定量」、「売電想定量(発電想定量－自家消費電力想定量)」、「自家消費率(自家消費電力想定量÷発電想定量×100)」が書かれたものです。<br>市ホームページから様式を印刷可能ですが、他の様式でも問題ありません。発電想定量の算出根拠が示された資料(メーカーがシミュレーションした資料等)も可能であれば提出してください。 |
|                   | Q51 | 完了報告時の提出書類の中にある設置状況が確認できる写真について、どのような構図のものを撮ればよいでしょうか。   | ①建物の外観、②対象設備の全体写真、③設備のメーカー・型式の分かる銘板部分の3点となります。<br>②について、太陽光パネルは設置したもの全てを撮ってください(複数枚に分けても構いません)。蓄電池は設置後の全体像を撮ってください。                                                                                   |
|                   | Q52 | 蓄電池のみの申請ですが、完了報告時に電力受給契約書の提出は必要ですか。                      | 既存の太陽光発電設備がある場合は必要です。固定価格買取制度(FIT)やFIP制度を利用していないことが確認できる電力受給契約書を提出していただきます。                                                                                                                           |
| 高効率空調機器<br>(エアコン) | Q53 | 登録業者は何を見ればわかりますか。                                        | 市のホームページで一覧を載せております。LEDの登録業者とは異なりますので御注意ください。                                                                                                                                                         |
|                   | Q54 | 登録業者以外でエアコンを購入しましたが申請できますか。                              | 申請できません。                                                                                                                                                                                              |
|                   | Q55 | 申請のときに写真は必要ですか。                                          | 申請時には写真は不要ですが、完了報告時に入れ換える前と後の写真が必要となります。                                                                                                                                                              |
|                   | Q56 | CO2削減効果はどのように調べればいいですか。                                  | 旧・新の空調機器のメーカー、型式・型番及び消費電力量を仕様書、カタログ、メーカーのホームページ又は「しんきゅうさん」(環境省のサイト)等により確認していただき、その内容を「CO2削減効果算定ファイル」に入力していただければ算出できます。当該ファイルはホームページでダウンロードできます。                                                       |
|                   | Q57 | 現在使用しているエアコンの消費電力がわかりません。                                | Q55と同じく、仕様書、カタログ、メーカーのホームページ又は「しんきゅうさん」(環境省のサイト)等により確認してください。<br>どうしても分からない場合は、メーカー名、型式・型番を登録業者に伝えたと調べてもらえる可能性があります。それでも不明な場合は、対象外となります。                                                              |

| 区分                 | No. | 質問                                        | 回答                                                                                                                          |
|--------------------|-----|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | Q58 | 設置場所とエアコンを入れ替えたことはどのように証明すればよいですか。        | 完了報告書に入れ替え前と後のそれぞれのエアコンの全体が写っている写真とメーカー・型式が分かる銘板部分の写真を添付していただきます。全体写真は同じ場所に設置されたことが分かるように、入れ替え前と後とでできるだけ同じ背景、アングルで撮影してください。 |
|                    | Q59 | 海外メーカーのエアコンも対象になりますか。                     | 海外製であっても、日本工業規格(JIS C9612:2013)に基づいた消費電力量が客観的に確認できる資料があれば対象となります。                                                           |
|                    | Q60 | エアコンを購入するときに持参の方がよい物がありますか。               | 現在使用しているエアコンの型式・型番、メーカー及び消費電力を記載したメモや写真をお持ちください。型式・型番等はカタログ、ホームページ及びエアコン本体に貼られたシール等で確認できます。                                 |
| LED照明灯<br>(家庭向け)   | Q61 | 登録業者は何を見ればわかりますか。                         | 市のホームページで一覧を載せております。エアコンの登録業者とは異なりますので御注意ください。                                                                              |
|                    | Q62 | 新しく取り付けるものがLED照明であれば、種類は何でもいいですか。         | 新しく購入・設置するものについては、LED照明機器であれば種類は問いません。                                                                                      |
|                    | Q63 | 新座市内のLED登録業者でない店舗で購入した場合の補助金はいくらですか。      | LED登録業者以外から購入した場合、補助金額は対象経費の30%(上限2万円)となります。                                                                                |
|                    | Q64 | 新座市外の店舗で購入した場合、補助金の申請はできますか。              | 申請できません。                                                                                                                    |
|                    | Q65 | 入替えではなく、新設の場合でも補助金の対象となりますか。              | 新設の場合は、対象となりません。                                                                                                            |
|                    | Q66 | 仕様書や保証書の代わりに、取扱説明書等を添付してもよいですか。           | 型番及び機器の機能が分かるものであれば構いませんが、審査の結果、どちらか一つでも不明瞭な場合は、追加の資料を求めることになります。                                                           |
|                    | Q67 | 同じ店舗で別の日に購入した製品について、ひとまとめにして申請することはできますか。 | 必要な書類が揃っていれば可能です。ただし、申請期間外に購入したものについては、対象外となります。                                                                            |
|                    | Q68 | 違う店舗で購入したものをひとまとめにして申請することはできますか。         | 購入店舗が登録業者又は非登録業者で統一されていれば、違う店舗で購入した場合もまとめて申請いただけます。対して、登録業者と非登録業者が混ざっている場合は、まとめた申請はできません。                                   |
|                    | Q69 | 申請書の添付書類として、設置の前後の状況が確認できる写真とはどのようなものですか。 | 同じ場所で入れ替えたことが分かるように、入れ替え前と後とでできるだけ同じ背景、アングルで写真を撮影してください。複数の照明機器を申請する場合は、全ての機器の設置前後の写真(複数枚に分けても構いません。)が必要になります。              |
| 高効率照明機器<br>(事業者向け) | Q70 | 購入先の事業者について、指定はありますか。                     | 購入先の事業者の指定はありませんので、どちらの業者で購入・設置しても補助の対象となります。                                                                               |
|                    | Q71 | 古いものとの入替えでなくても補助金の対象になりますか。               | 事業者向けの場合は、新規に設置された照明機器も対象となります。                                                                                             |
|                    | Q72 | 防犯用の人感センサー付きライトは対象になりますか。                 | 対象になりません。                                                                                                                   |
|                    | Q73 | リモコンにタイマーが付いている照明は、スケジュール機能を有することになりますか。  | スケジュール機能とは、複数の回路について、個別に条件付けして管理できる機能を指しますので、タイマーが付いているだけでは、スケジュール機能を有するとは言えません。                                            |

| 区分 | No. | 質問                                       | 回答                                                                                |
|----|-----|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
|    | Q74 | 完了報告時の提出書類の中にある設置状況が確認できる写真とはどのようなものですか。 | 設置された全ての照明が写っている写真(複数枚に分けても構いません。)と調光制御を機能させる上で必要な機器(コントローラ、センサー等)の写真を提出していただきます。 |